# ゼビオカード会員規約/個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項一部改定のお知らせ

2020年4月1日をもってゼビオカード会員規約、及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を一部改定 いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。(下線部は改定部分を示します。)

# ■ゼビオカード会員規約 新旧対照表

# 第1条(会員-本人会員・家族会員)

1.ゼビオカード株式会社(以下「当社」と称します。)に対し、 ゼビオカード会員規約(以下「本規約」と称します。)を承認の うえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称しま す。)の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方 を本人会員とします。

# 2. ~ 3. (略)

《一般条項》

# 第2条(カードの発行と管理)

#### 1. (略)

2.カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セ キュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数字をいう) 等(以下総称して「カード情報」と称します。)が表示されてい ます。カードの所有権は当社に属し、当社が会員に貸与する ものです。また、カード番号は当社が指定のうえ会員が利用 できるようにしたものです。会員はカード及びカード情報を善 良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。 なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の うえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更すること ができるものとします。

3.当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの 署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。

4.カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され 所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを 他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占 有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を 他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。カ ード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人 会員の負担とします。

5.会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は 利用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責 任とします。但し、会員が故意又は過失がなかったことを証明 し、当社が認めた場合は、この限りではありません。

# 改定後

#### 第1条(会員-本人会員·家族会員)

1.ゼビオカード株式会社(以下「当社」と称します。)に対し、 ゼビオカード会員規約(以下「本規約」と称します。)を承認の うえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称しま す。)の利用をお申し込みいただき、当社がカード利用を承諾 した方を本人会員とします。契約は、当社が承諾をした日に 成立するものとします。

2. ~ 3. (略)

《一般条項》

#### 第2条(カードの発行と管理)

1. (略)

2.カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セ キュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数字をいう) 等(以下総称して「カード情報」と称します。)が表示されてい ます。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与す るものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が利 用できるようにしたものです。会員は、カード及びカード情報 を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとしま す。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納され た情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとしま す。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効 化の上カードの再発行手続を行い、カード番号を変更するこ とができるものとします。

3.会員は、当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該 カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名を行います。

4.カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され 所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを 他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占 有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を 他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。第 20条第5項に定める場合等におけるカード情報の預託は、 会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担としま

5.会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は力 一ドもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用 代金等の支払は本人会員の責任とします。但し、カード又は カード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失が 6. ~ 7. (略)

ないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

6. ~ 7. (略)

# 第4条(暗証番号)

1. ~ 2. (略)

3.会員が、本人会員又は本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

# 第5条(カード利用可能枠)

1. ~ 2. (略)

3. 第 1 項にかかわらず、第23条に定める1回払いを除く支払区分については、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合会員は、支払区分ごとの未決済残高が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済残高の合計が第1項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。

4.第1項にかかわらず、第29条に定めるキャッシング(1回払い)については、第1項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当社が決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング(1回払い)の未決済残高を合算した金額が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。

5. (略)

# 第7条(代金決済)

1. ~ 2. (略)

3.当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届出た送り先にご利用明細書として通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。

4. (略)

# 第4条(暗証番号)

1. ~ 2. (略)

3. 会員が<u>第三者</u>に暗証番号を知らせ、又は<u>暗証番号が第三者に</u>知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、<u>暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと</u>当社が認めた場合はこの限りではありません。

# 第5条(カード利用可能枠)

1. ~ 2. (略)

3.第1項にかかわらず、第20条第1項に定めるショッピング サービスのうち、第23条に定める1回払いを除く支払区分に ついては、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠 を定める場合があります。その場合、会員は、支払区分ごと の未決済の利用代金の金額が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済の利用代金 の合計が第1項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。なお、会員は、第1項又は本項に定める利用可能枠 を超えたご利用について、第23条に定める1回払いを指定したものと同様に取り扱われることを承認します。

4.第1項にかかわらず、第29条に定めるキャッシング(1回払い)については、第1項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当社が決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング(1回払い)の未決済の利用代金の合計が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。

5. (略)

# 第7条(代金決済)

1. ~ 2. (略)

3.当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届出た送り先にご利用明細書として<u>郵送又は電磁的方法により</u>通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ又はご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。

4. (略)

# 第10条(退会及びカードの利用停止と返却)

1.本人会員は当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合カードは当社の 指示する方法に従い、返却もしくは裁断のうえ破棄するもの とします。

2.会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カード及び第16条の2第1項(チ)に定める付帯サービスの使用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。

(イ)~(カ) (略)

3. (略)

# 第11条(期限の利益喪失)

1.本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然 に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債 務を履行するものとします。

(イ)~(木) (略)

(新設)

2. (略)

# 第12条(遅延損害金)

1.約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額(ショッピングサービスのリボルビング払いについてはその手数料を除きます。)に対して当該約定支払日の翌日から完済に至るまで、第20条第1項に定めるショッピングサービスは年14.6%、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。但し、ショッピングサービスの2回払い・ボーナスー括払い・分割払いは支払債務の残金全額に対し年6.0%で計算された額を超えないものとします。

2.本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、支払債務の残金全額に対して第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年14.6%、2回払い・ボーナスー括払い・分割払いは年6.0%、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。

3. (略)

# 第14条(届出事項の変更)

1. (略)

2.当社が本人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおり

#### 第10条(退会及びカードの利用停止と返却)

1.本人会員は、当社あて所定の退会手続をすることにより、いつでも退会することができます。その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。

2.会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第16条の2第1項(ハ)に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。

(イ)~(カ) (略)

3. (略)

# 第11条(期限の利益喪失)

1.本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然 に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債 務を履行するものとします。

(イ)~(木) (略)

(へ)カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された 情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。

2. (略)

# 第12条(遅延損害金)

1.約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額(ショッピングサービスのリボルビング払いについてはその手数料を除きます。)に対して当該約定支払日の翌日から完済に至るまで、第20条第1項に定めるショッピングサービスは年14.6%、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。但し、ショッピングサービスの2回払い・ボーナスー括払い・分割払いは支払債務の残金全額に対し法定利率により計算された額を超えないものとします。

2.本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、支払債務の残金全額に対して第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年14.6%、2回払い・ボーナスー括払い・分割払いは法定利率、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で計算した遅延損害金を申し受けます。

3. (略)

# 第14条(届出事項の変更)

1. (略)

2.当社が本人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおり

に到着したとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

3. (略)

# 第16条の2(その他承諾事項))

- 1.本人会員は、以下の事項を予め承認するものとします。
- (イ)当社がカードに関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を第三者に委託することについて予め同意するものとします。
- (ロ)当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又はご提出いただくこと。
- (ハ)当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用 代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の 自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先に電話確認を 取ることがあること。
- (二)当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、 又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの 調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、 会員番号の異なるカードを発行すること。
- (ホ)当社が本人会員に対して貸付けの契約にかかる勧誘 を行うこと。
- (へ)当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。
- (ト)(へ)の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。
- (チ)当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」と称します。)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規定等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。
- (リ)当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対

に到着したとみなします。但し、前項の変更手続を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある<u>と当社が認めた</u>場合はこの限りでないものとします。

3. (略)

#### 第16条の2(その他承諾事項)

- 1.本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。
- (イ)当社がカードに関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を第三者に委託することについて予め同意するものとします。
- (ロ)当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を 行うこと。
- (ハ)当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス (以下「付帯サービス」と称します。)を利用する場合、 付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。
- 2. 本人会員は、以下の義務を負うことを承認します。
- (イ)当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又はご提出いただくこと。
- (ロ)第7条第3項に定めるご利用明細書は、電磁的方法又 は郵送による方法で本人会員に通知すること。なお、当 社は本人会員が電磁的方法による通知を希望しない場 合は郵送で送付するものとしますが、この場合当社所 定の発行費用をご負担いただく場合があります。但し、 ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交 付する書面である場合を除きます。
- (ハ)当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、 又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの 調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、 会員番号の異なるカードを発行すること。
- 3. 当社は、以下各号の行為を行うことができます。
- (イ)当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。
- (ロ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を<u>留保</u>し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。
- (ハ)(ロ)の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続をとること。

する通知を行うことなく、第28条第1項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

(二)当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃すること。

4. 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、第28条第1項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

# 第17条(合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第19条(規約の改定並びに承認)

当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、ゼビオカードホームページ(https://www.xebiocard.co.jp/)での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容をご承認いただいたものとみなします。

#### 第17条(合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を<u>第一審の専属的</u>合意管轄裁判所とします。

#### 第19条(規約の改定並びに承認)

1.当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の 効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及 び効力発生時期をゼビオカードホームページ

(https://www.xebiocard.co.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本人会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、(ロ)に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。

- (イ)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- (ロ)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更 の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る 事情に照らし、合理的なものであるとき

2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をゼビオカードホームページ(https://www.xebiocard.co.jp/)において告知する方法又は本人会員に通知する方法その他当社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

# 《ショッピングサービス条項》

# 第20条(カード利用方法)

1.会員は次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供(以下「ショッピングサ

# 《ショッピングサービス条項》

# 第20条(カード利用方法)

1.会員は、次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、

ービス」と称します。)を受けることができます。

- (イ) 当社と契約した加盟店。
- (ロ)当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した 加盟店。
- (ハ)国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等 が契約した加盟店。

2.会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票等への署名を省略すること、もしくは売上票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。

3.ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第7条第2項の規定が準用されます。第7条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

4.会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。

5.会員は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用 等継続的サービス(以下「継続的サービス」と称します。)を提 供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用 代金のお支払いにカードを利用する場合、会員がカード情報 を当該加盟店に預託するものとして、その責任は本人会員の 負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利 用するものとします。会員は、加盟店に登録したカード番号等 に変更があった場合もしくは退会又は会員資格喪失に至った 場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの 事由が生じた場合は、当社が会員に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることを会員は予め承認する ものとします。

# 第22条(債権譲渡)

1.会員は、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知

物品の購入及びサービスの提供を受けることができます<u>(以</u>下「ショッピングサービス」と称します。)。

- (イ) 当社と契約した加盟店。
- (ロ) 当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
- (ハ)国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等 が契約した加盟店。

2.会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。

3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続によるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取り消された場合等における取消処理についても、第7条第2項の規定が準用されます。第7条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

4.会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、<u>現在、通用力を有する</u>紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。

5.会員は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス(以下「継続的サービス」と称します。)を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払いにカードを利用する場合、会員がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は本人会員の負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合もしくは退会又は会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場合は、当社が会員に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。

# 第22条(立替払い又は債権譲渡)

1.当社は、会員の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を会員に代わって立替払いするものとし、会員は、あらかじめ異議なくこれを承認します。本人会員は、当社に対して、当社が立替払いにより本人会員に対して取得する求償金債権を支払うものとします。

又は承諾の請求を省略するものとします。

- (イ)加盟店が当社に譲渡すること。
- (ロ)加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に 譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。
- (ハ)加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。

2.前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店において会員が利用したショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額を合計金額とします。

2.前項により当社が<u>取得する求償債権の</u>債権額は、加盟店において会員が<u>ご利用になった</u>ショッピングサービスに<u>係る</u>売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。

3.会員は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替 払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより 生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。。

- (イ)加盟店が当社に譲渡すること。
- (ロ)加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に 譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。
- (ハ)加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。
- 4.会員は、第26条第1項に該当する場合を除いて、カード利 用により当社が譲り受けた債権に関して、加盟店に有する 一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当 該ご利用をもって承認するものとします。

# 第23条(支払区分)

1. ~ 3. (略)

- 4.会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。
- (イ)毎月の支払元金は、末尾「毎月の支払元金(支払コース)」記載の支払コースの中から会員が申し込み時に予め選択し当社が認めたものとし、カード送付時の書面で通知します。本人会員には、支払元金に当社所定の手数料を加算した金額(以下「弁済金」と称します。)をお支払いいただきます。なお、本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払コースの変更ができるものとします。
- (ロ)手数料は、毎月11日から翌月10日までの日々のリボルビング利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年365日(うるう年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとしま

# 第23条(支払区分)

1. ~ 3. (略)

4.会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。

- (イ)毎月の支払元金(お支払いいただく金額のうちリボルビング払いに係る現金価格の残高(以下「リボ利用残高」と称します。)に充当される金額のことをいう。以下同じ。)は、末尾「毎月の支払元金(支払コース)」記載の支払コースの中から会員が申込み時に予め選択し当社が認めたものとし、カード送付時の書面で通知します。本人会員には、支払元金に当社所定の手数料を加算した金額(以下「弁済金」と称します。)をお支払いいただきます。なお、本人会員の申出があり当社が承認した場合は、支払コースの変更ができるものとします。
- (ロ)手数料は、毎月11日から翌月10日までの日々のリボ 利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年365日(うる う年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分とし、 翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。但 し、利用日から起算して最初に到来する締切日(締切 日に利用がなされたときは当該締切日とします。)まで

す。なお、各会員に適用される手数料率はカード送付時に通知します。

(ハ) (略)

5.本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1 回払い、2 回払い及びボーナスー括払いを当社が定める期間内に申し出を行い当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの指定があったものとして前項(イ)(ロ)により計算します。なお、2回払い分をリボルビング払いに変更する場合に変更の対象となる利用代金は、1回目の支払分に応当する算定日以前に変更の申し出があった場合は当該利用代金の全額とし、当該算定日より後に申し出があった場合は、支払金額として確定した1回目、2回目の各々の利用代金分が対象となるものとします。

6. (略)

# 第24条(商品の所有権)

商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた 加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受ける に伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債 務が完済されるまで当社に留保されることを会員は認めるも のとします。

#### 第25条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換を申し出るか又は当該売買契約の解除をすることができます。

# 《キャッシングサービス条項》

# 第28条(キャッシングサービス)

1. (略)

2.1回当たりの融資額は当社が認める場合を除き、原則として10,000円単位とします。但し、前項(ロ)の方法による場合、及び当社が認める場合に限り1,000円単位とします。

3. ~ 5. (略)

# ■ゼビオリボカード特約

# 第2条(ショッピングサービス支払区分)

リボカードによるショッピングサービスの支払区分は、会員が リボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボ ルビング払いを指定したものとします。但し、会員が分割払い を指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定 したところによるものとします。また、指定外の加盟店又は、 の期間は、手数料計算の対象としないものとします。なお、各会員に適用される手数料率は、カード送付時に通知します。

(ハ) (略)

5.本人会員は、当社が定める期間内に申出を行い当社が適当と認めた場合には、1回払い、2回払い、ボーナス一括払いをリボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの利用があったものとして前項(イ)(ロ)により計算します。なお、2回払い分をリボルビング払いに変更する場合に変更の対象となる利用代金は、1回目の支払分に応当する算定日以前に変更の申出があった場合は当該利用代金の全額とし、当該算定日より後に申出があった場合は、支払金額が確定した各回の支払分に相当する利用代金分といたします。

6. (略)

# 第24条(商品の所有権)

商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた 加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店<u>に立替払いをしたときに</u>、加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務が 完済されるまで当社に留保される<u>ものとし、</u>会員は、これを認めるものとします。

#### 第25条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は、加盟店に商品の交換を申し出るか又は加盟店との間の当該契約の解除をすることができます。

# 《キャッシングサービス条項》

# 第28条(キャッシングサービス)

1. (略)

2.1回当たりの<u>キャッシングサービスの利用代金の額は、</u>当社が認める場合を除き、原則として10,000円単位とします。 但し、前項(ロ)の方法による場合、及び当社が認める場合に限り1,000円単位とします。

3. ~ 5. (略)

# 第2条(ショッピングサービス支払区分)

1.リボカードによるショッピングサービスの支払区分は、会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものとします。但し、会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。また、指定外の加盟店又

その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1回 払いとなることがあります。

(新設)

は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、 1回払いとなることがあります。

2.前項の定めに関わらず、会員規約第5条第1項に定める利用可能枠を超えたご利用は、会員規約第23条に定める1回払いを指定したものと同様に取り扱います。

#### 第3条(リボカード追加型)

1.リボカード追加型のリボルビング払いの利用可能枠は、当社が審査し決定した額までとし、カードのリボルビング利用額と合算した額までとします。

2. ~ 4. (略)

# 第3条(リボカード追加型)

1.リボカード追加型のリボルビング払いの利用可能枠は、当 社が審査し決定した額までとし、カードのリボルビング<u>に係る</u> 利用可能枠と合算した額までとします。

2. ~ 4. (略)

# ■ゼビオカード 立替払加盟店利用特約

# 《ゼビオカード 立替払加盟店利用特約》

#### 第1条(本特約の主旨)

1.本特約は、ゼビオカード株式会社(以下「当社」と称します。)又はゼビオカード会員規約(以下「会員規約」と称します。)第20条第1項(ロ)(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店(以下「立替払加盟店」と称します。)におけるショッピングサービスについての特約を定めたものです。
2.立替払加盟店において、会員がショッピングサービスを利用した場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代ってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。

# 第2条(本特約の適用範囲)

1.第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の 立替払いにおいては、会員規約のうち、加盟店からの債権譲 渡の承諾に関する条項は適用されないものとします。

2.本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

# 第3条(求償金債権、債務)

本人会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求 を受けた会員のサービス利用料、ショッピング利用代金等を 立替払いした場合、当社が本人会員に対して取得する求償 金債権を会員規約のショッピングサービス条項に基づく譲受 債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとし ます。 (削除)

# ■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 新旧対照表

改定前

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

# 改定後 第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

# 1.会員は、今回のお申込みを含むゼビオカード株式会社(以下「当社」と称します。)との各種取引(以下「各取引」と称しま

す。)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以

1.会員は、今回のお申込みを含むゼビオカード株式会社(以下「当社」と称します。)との各種取引(以下「各取引」と称します。)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以

下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社所定の 保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意しま す。

(1)~(8) (略)

(9) インターネット、官報や電話帳等一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの(会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)

下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社所定の 保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意しま す。

(1)~(8) (略)

- (9) オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報
- (10)インターネット、官報や電話帳等一般に公開されている 情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの (会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)

2. (略)

2. (略)

# 第2条(第1条以外での個人情報の利用)

1.会員は、第1条第1項に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条第1項(1)(2)(3)(4)(5)(9)の個人情報を利用することに同意します。

(1)~(3) (略)

2. ~ 3. (略)

# 第4条(個人信用情報機関への登録・利用)

1. ~ 2. (略)

3.加盟信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、 登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。

株式会社シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160−8375

東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15

フリーダイヤル 0120-810-414

ホームページアドレス : https://www.cic.co.jp/

# 登録情報

(略)

# 登録期間

(1)~(3) (略)

4.提携信用情報機関は、下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540 -558

ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

(略)

# 第8条(合意管轄裁判所)

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた

# 第2条(第1条以外での個人情報の利用)

1.会員は、第1条第1項に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条第1項(1)(2)(3)(4)(5)(10)の個人情報を利用することに同意します。

(1)~(3) (略)

2. ~ 3. (略)

# 第4条(個人信用情報機関への登録・利用)

1. ~ 2. (略)

3.加盟信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、 登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。

株式会社シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160−8375

東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15 階

ナビダイヤル 0570-666-414

ホームページアドレス: https://www.cic.co.jp/

登録情報

(略)

# 登録期間

(1)~(3) (略)

4.提携信用情報機関は、下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540 -558

ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/ pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とそ の関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

# 第8条(合意管轄裁判所)

(略)

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた

場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を<u>第</u>一審の専属的合意管轄裁判所といたします。